

食料自給率向上に向けた行動計画について(事務局の考え方)

1 行動計画の内容

基本計画で示された「食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項」を中心に、各年度において、政府、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体などの関係者ごとに、誰が、いつ、どのような取組を行うのかが明らかになるようなものとすべきではないか。

その際、関係者の取組意識が明確なものとなり、また、取組状況の点検・検証が的確に行えるよう、可能な限り数値等で、取組の時期や取組目標を明確化してはどうか。

行動計画については、同一のテーマについて、複数の関係者がそれぞれの立場で取り組むものも多いと考えられるので、関係者の取組の相互の連携と整合性が確保されるように調整して策定する必要があるのではないか。

2 行動計画の策定期間

自給率の向上に向けて、関係者が早期に具体的な行動にとりかかる必要があることに加え、具体的な取組が地方・現場段階で展開されるまでには、一定の時間を要することから、5月中には行動計画を策定する必要があるのではないか。

一方で、フードガイド(仮称)の活用等、今回の基本計画で打ち出された新たな施策等については、その実施の準備に一定の時間を要するため、5月に策定する行動計画には間に合わないことも考えられる。そのような場合には、5月の時点で明確に出来る範囲の行動計画とし、より具体化され次第、行動計画を修正していくこととしてはどうか。

3 行動計画に基づく取組の推進・展開

自給率の向上の成否は、行動計画が地方・現場段階での具体的な行動を呼び起こすことができるかどうかにかかっている。このため行動計画の地方・現場段階での展開については、以下のとおり進めることとしてはどうか。

本協議会メンバーは、行動計画を踏まえた具体的な取組が、地方・現場段階で確実に、かつ、計画的に実行されるよう、傘下の地方組織や会員団体等に対し、行動計画に基づく取組方針、具体的な取組目標等を早期に示すこととする。

基本計画においては、地方公共団体や農業団体の主体的取組として、地域の実情を踏まえた自給率目標の設定や行動計画の策定などを検討することとされている。一方で、地方公共団体等の取組としても、当該地域が、消費地か生産地かなど、地域により重点的に取り組む課題も異なることや、多くの協議会メンバーが都道府県段階での組織を有していることを踏まえ、可能な限り都道府県段階でも協議会の組織化等を図り、地域の関係者が一体となった取組を推進する。

その際、担い手の育成、食育などに関し既に地域単位の運動組織等がある場合には、その組織の活用や、連携を図るものとする。

4 行動計画の点検・検証(フォローアップ)とその結果の反映

協議会では、行動計画を策定するだけでなく、その取組状況等について点検・検証することも活動内容とするが、特に、本年は行動計画の初年度であることから、行動計画の浸透状況、具体的な取組内容等について3か月おき程度にチェックする必要があるのではないか。

なお、取組状況の点検・検証については、協議会自らの点検・検証で足りると考えられるが、取組実績の自給率向上への効果等の検証に当たっては、必要に応じて有識者等の参画を得るものとしてはどうか。

5 行動計画策定までの今後の作業の進め方

行動計画の策定に向け、今後の作業は以下のように進めたらどうか。

別紙の行動計画に盛り込むべき事項に関し、協議会メンバーがこの1年に考えている取組内容を、5月12日(木)までに事務局に提出する。後日、必要に応じて、事務局が詳細を伺う。

事務局は、に基づき、5月中下旬に予定している幹事会までに、行動計画の素案を作成する(幹事会の開催前には、各協議会メンバーに対して行動計画の原案を提示する。)。

5月下旬の第2回協議会で行動計画を決定する。